

犯罪被害者支援協賛自動販売機の設置にご協力ください

～身近でできるボランティアです～

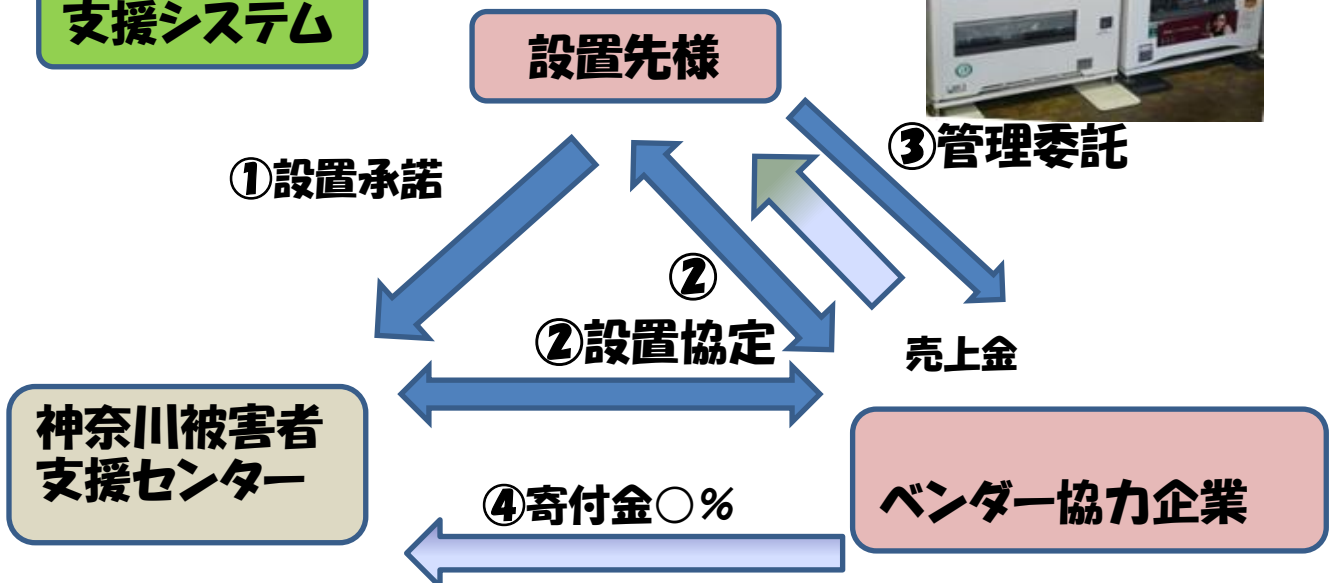
「犯罪被害者支援協賛自動販売機」は、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族のための支援に活かすため、清涼飲料の売り上げの一部を「認定NPO法人 神奈川被害者支援センター」に寄付していただく支援システムで、設置先様とベンダー企業の協力を得て設置するものです。

被害者支援は皆様方のご理解・ご協力に支えられています。この支援システムのご理解と自動販売機を介した被害者支援ボランティアに多くの方々のご参加をお願いいたします。

寄付金

寄付金は、裁判所・検察庁・弁護士事務所等へ付き添う直接支援など犯罪の被害に遭われた方、そのご家族・ご遺族をサポートしていくための事業に活用しています。

支援システム



- ※ 設置場所・販売価格・販売手数料等の説明にはベンダー企業担当者が直接説明に伺います。
- ※ 設置費用の負担はありません。
- ※ 商品の詰め替えや空き容器の回収等のすべての作業をベンダー企業担当者が行います。

詳しくは、事務局までTEL(045)328-3720 FAX(045)328-3723

神奈川被害者支援センター

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター 14F

